平成２７年（フ）第８４０号
福岡市中央区大名２丁目２番51号
債務者　古藤　智子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４７号
福岡市中央区黒門６番32―903号
債務者　井上　　淳
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５８号
福岡市早良区昭代１丁目10番９号
債務者　今枝　弘子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８号
茨城県水戸市大工町３丁目３番20号
債務者　豊崎つや子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７５号
長野市三輪２丁目５番34号　豊福荘７号
債務者　高橋やす子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
京都府京田辺市草内山科44番地３　メゾン・エンジュ206
債務者　田代　義人
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　市川公社６棟134号
債務者　コーヒーアンドレスト梨汎こと　内田行晴
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市上余戸227番地１　シャトルユー202、旧住所鳥取県倉吉市虹ヶ丘町197番地
債務者　杉本　卓司
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１３１号
山梨県中央市東花輪183番地７　ハイツ有田Ｅ、前住所山梨県中央市成島2493番地１　ハイツ須玉110
債務者　杉山　佳恵
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
徳島県徳島市北田宮２丁目７番６号　宇野第２ビル216号、旧住所徳島県徳島市佐古四番町９番４号
債務者　林　眞由美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
千葉県柏市西原５丁目２番40―302号
債務者　勝股　敏行
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１９号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町39番地　ベルコーポ202号
債務者　末吉　紗知
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２６号
千葉県野田市山崎2121番地の２　グランパティオⅢ202
債務者　遠藤　雄一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６４号
千葉県松戸市大橋91番地
債務者　大日向　孝
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２号
鳥取県米子市三本松１丁目９番12号　コーポアルファＤ号、住民票上の住所鳥取県日野郡日南町霞916番地３　伯南第二団地１棟11号
債務者　西下　泰子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１２３号
愛媛県松山市平井町2270　ヴィラクレール605号、住民票上の住所愛媛県松山市東石井１丁目８番６号
債務者　浅井　雅代
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
松山地方裁判所民事部